第5次医療法改正で医療法人制度はどうなるか

東日本税理士法人　税理士　吉田久子

今回の第5次医療法改正において、「非営利性の徹底」「公益性の確立」「効率性の向上」「透明性の確保」「安定した医業経営の実現」の観点から、医療法人制度は大きく見直された。7月に東京・大阪で行われた「TKC医会研第4回実務研修会」の内容を概説する

旧法の問題点と改正点

なぜ、医療法人制度の改正が行われたのか

[illegible]

「新医療法人制度の体系

[illegible]

新医療法人の類型

[illegible]

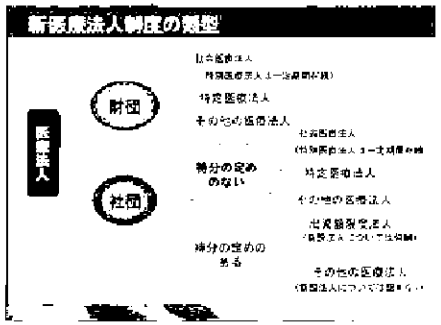

として、ここにある社会医療法人が加えられることになります。

大きく変わるのは、社団の定めのある社団やその他の医療法人についてです。金銭の拠出したがその他の医療法人ですが、剰余金については認められないことになりました。つまり、平成19年4月1日以後の設立は、すべて強制的に出資額限度法人（基金拠出型法人）になります。

新医療法人制度の特徴

残余財産の帰属先を法制化

医療法人制度に関して、新医療法では重大事項が多数で難解ありますので、順次みていくこととします。

追加事項1 ― 医療法人の責務

医療法人について、地域における医療の重要な担い手としての役割を強調するなど、医業に関する規定を設けました。これは第10条の2で「医療法人は自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすように努めなければならない」と、新たに法制化されました。

追加事項2 ― 医療法人の有料老人ホーム設置

医療法人が病院、診療所または介護老人保健施設の業務に支障がない限り行える業務として、有料老人ホームの設置などを追加しました。これは第42条に規定されています。

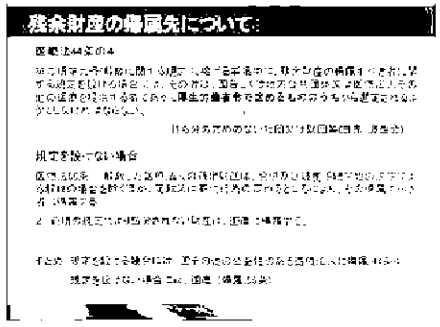

追加事項3 ― 社会医療法人の創設

社会医療法人制度の創設と、社会医療法人債の発行について、医療法に追加となりました。

追加事項4 ― 残余財産の帰属

出資額限度法人制度の法制化については、「医療法人が定款または寄附行為をもって残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国もしくは地方公共団体または、医療法人その他の医療を提供する者であって厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならない」とされてきました。今改正でそのことが法に明記に盛り込まれました。

条文では、よく読み込まなければなりませんが、第44条第2項、第50条第2項、第50条第4項の4つをもって初めてわかります。

また、第44条の第2項、これが非常に重要になります。解散に関する規定に関する事項中に財産残余の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国もしくは地方公共団体または医療法人、その他の医療を提供する者であって、厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならないとあります。つまり、定款に解散に関する規定を設ける場合には、残余財産に関する帰属すべき者は国や地方公共団体や厚生労働省令で定めるもののうちから選定されなければならないということです。これで、商人には残余財産が帰属することができないことになりました。

「規定を設ける場合」とありましたが、では「規定を設けない場合」はどうなるのでしょうか。それは、

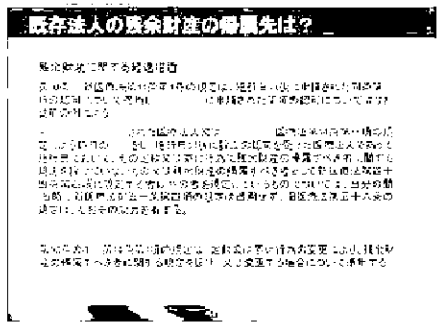

[illegible]

追加事項5　[illegible]

[illegible]

追加事項6　[illegible]

[illegible]

追加事項7　[illegible]

[illegible]

追加事項8　[illegible]

[illegible]

追加事項9　[illegible]

[illegible]

社会医療法人の特徴

公益性の高い医療を担う（自治体病院が担っている不採算医療を含む）

自治体病院の受け皿になる

社会医療法人債が発行できる（担保付社債信託法で定める社債）

現在の病医債（実質借入金）とは違う

収益事業ができる

医療法人で収益事業ができるのは、特別医療法人と社会医療法人のみ

医療法人の設立（法人化）の方法

・平成19年4月1日前に設立認可申請
（又は出資限定医療法人制度への定款変更をする場合）

●現在の法人のまま設立することができる
↓
設立後の解散税額に課税できないか

●出資限定医療法人形式で設立・移行する場合
↓
（高い課税がない状態で設立・移行できる）

※　つまり選択肢が広がる

[illegible]

社会医療法人の特徴

収益事業が可能な点に注目集まる

[illegible]

医療法人の設立（法人化）の方法

・平成19年4月1日前に設立認可申請
（又は出資限定医療法人制度への定款変更をする場合）

●現在の法人のまま設立することができる
↓
設立後の解散税額に課税できないか

●出資限定医療法人形式で設立・移行する場合
↓
（高い課税がない状態で設立・移行できる）

※　つまり選択肢が広がる

医療法人の設立

早急な対応と課税関係の動向に注目

[illegible]

吉田久[illegible]